

感染拡大防止に係る呼びかけについて

令和 4 年 3 月 1 7 日

国 土 交 通 省

令和 4 年 3 月 1 7 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置が全面的に解除されることとなった。これに伴い、基本的対処方針では、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えることが示された。

上記状況を勘案し、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症対策に関する呼びかけについては、当面の間次の通り対応するものとする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客線ターミナル
- ・ SA・PA、道の駅

呼びかけ内容

国土交通省からのお願いです。窓開け等の換気など、公共交通機関が行う新型コロナウイルス感染症対策へのご理解、ご協力をお願いします。

旅行等都道府県間をまたぐ移動や、公共交通の利用にあたっては、マスク着用、車内での会話は控えるなどの基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

マスクは「品質の確かな、できれば不織布」、「自分の顔に合ったサイズ」を選び、隙間なく着用するようお願いします。